

令和5年第7回教育委員会定例会

開会年月日 令和5年4月14日(金)  
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 堀 和 夫  
同 委 員 岡 田 行 雄  
同 委 員 坂 口 節 子  
同 委 員 中 田 尚 代  
同 委 員 仲 山 英 之

議 題

1 議案

- (1) 議案第25号 小学校教科書協議会への諮問内容について
- (2) 議案第26号 特別支援学級調査委員会への諮問内容について

2 請願・陳情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書  
〔継続審議〕
- (2) 令和4年請願第1号 感染対策としての「黙食」中止を求める請願〔継続審議〕

3 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

「練馬区立学校(園)感染予防のガイドライン」の改定について  
令和5年度小学校移動教室および特別支援学級宿泊学習の実施について  
令和5年4月1日付け練馬区立学校等の教職員の異動者数について  
令和4年度練馬区教育実践発表会について  
その他

開 会 午後 3時30分  
閉 会 午後 4時45分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長  
教育振興部教育総務課長

三 浦 康 彰  
櫻 井 和 之

同	教育施策課長	枝	村	聡
同	学務課長	杉	山	賢司
同	学校施設課長	柴	宮	深
同	教育指導課長	山	本	浩司
同	副参事	風	間	浩也
同	学校教育支援センター所長	村	瀬	美紀
同	光が丘図書館長	山	崎	直子
こども家庭部長		関	口	和幸
こども家庭部子育て支援課長		山	根	由美子
同	こども施策企画課長	佐	藤	重康
同	保育課長	清	水	輝一
同	保育計画調整課長	山	口	裕介
同	青少年課長	小	島	芳一
同	子ども家庭支援センター所長	橋	本	健太

教育長

それでは、ただいまから、令和5年第7回教育委員会定例会を開催する。  
本日は、傍聴の方がお一人お見えになっておられる。

教育振興部長

本日、保健給食課長は欠席している。よろしく願います。

教育長

案件に入る前に、4月1日付の人事異動により、教育委員会事務局の管理職員等に異動があったので、ご紹介させていただく。  
まず私から、こども家庭部長をご紹介申し上げます。  
こども家庭部長、関口和幸である。

こども家庭部長

関口である。よろしく願います。

教育長

次に、各部の管理職員の異動者については部長から、指導主事については教育指導課長からご紹介をさせていただく。

教育振興部長

私から、教育振興部の管理職員の異動者についてご紹介する。  
学校教育支援センター所長、村瀬美紀である。

学校教育支援センター所長

村瀬である。どうぞよろしく願います。

教育振興部長

以上である。

こども家庭部長

私から、こども家庭部の管理職員の異動者についてご紹介する。  
保育計画調整課長、山口裕介である。

保育計画調整課長

山口である。どうぞよろしく願います。

こども家庭部長

青少年課長、小島芳一である。

青少年課長

小島である。よろしく願います。

こども家庭部長

以上である。

教育指導課長

私から、統括指導主事および新任の指導主事をご紹介します。  
初めに統括指導主事をご紹介します。統括指導主事、萩原忠幸である。

統括指導主事

3年目になる。どうぞよろしく願います。

教育指導課長

小倉哲治である。

統括指導主事

小倉である。どうぞよろしく願います。

教育指導課長

統括指導主事はもう1名、原僚平がいるが、本日は欠席させていただいている。  
次に、4月1日に着任した指導主事をご紹介します。  
指導主事、高橋隆介である。

指導主事

高橋である。よろしく願います。

教育指導課長

石村謙太郎である。

指導主事

石村である。よろしく願います。

教育指導課長

以上である。

教育長

それでは、案件に沿って進めさせていただく。  
本日の案件は、議案2件、請願・陳情2件、協議1件、教育長報告4件である。

(1) 議案第25号 小学校教科書協議会への諮問内容について

教育長

初めに議案である。議案第25号、小学校教科書協議会への諮問内容について。それでは、この議案について説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

教科書採択のご経験のない先生方もおられると思うが、いずれにしてもこのような形で、今年の夏に小学校の来年使う教科書の採択をしていただくことになる。それでは、ただいまの議案について、ご質問等があればお願いをする。坂口委員。

坂口委員

いよいよ4年に一度の教科書の採択という大きな仕事が待っていると思うと緊張するが、実際に私たちの手に全ての教科書がそろって、見てくださいというのはいつ頃になるのだろうか。

教育指導課長

見本は4月の下旬から届き始め、ゴールデンウィーク明けには全社がそろって見込みである。そろい次第、委員の皆様にもお渡しできるように準備していきたいと思っている。以上である。

坂口委員

分かった。ありがとう。

教育長

ほかにないか。  
仲山委員。

仲山委員

進め方であるが、教育委員としては、委嘱した協議会と並行して調べておかないと、最後、この調査研究結果、答申が出てきたときに、それを採択することはすぐにはできないので、並行してやっておくべきということでしょうか。

教育指導課長

委員がおっしゃるとおり、答申が7月21日で、8月の早々には採択ということになるので、事前に、答申を受ける前に、あらかじめ教科書の見本本に目をお通しいただいて、大体的内容であるとか、構成であるとかをご覧いただくと、採択が大変スムーズにいくかと考えている。

以上である。

教育長

私からもお伺いしたいが、協議会が選ぶものというのは、数ある中である程度絞って答申がされるのか。それから、我々が選ぶというのは、その協議会が絞った中で選択することになるのか、それとも、候補の教科書から様々選ぶことができるのか、ここをお聞きしたいのだが。

教育指導課長

基本的には、見本としてこちらに送られてきている全てのものを対象として、答申はさせていただこうと思っている。それぞれ教科書会社ごとに特徴があるので、どういった違いがあるのか、どういった特徴があるのかといったところをご説明させていただくことになるかと思う。

教育長

それでは、引き続きであるが、協議会で一定程度、候補の教科書を絞るのではなくて、全教科書について一定の所見を述べていただくと、それを参考に私どもはジャッジをするというような理解でよろしいか。

教育指導課長

お見込みのとおりである。

教育長

ということであって、全分野について、全教科書について答申がされると。それを参考に、私どもはジャッジをするということである。

それでは、ほかに何かあれば、

岡田委員。

岡田委員

4ページのところに関わることであるが、評価基準のことであるが、1ページのところで、内容として、児童が主体的に学べる内容であるということに関して、学習が主体的にやられるということであればあるほど、教師の安全への配慮というのが大変重要になるかと思う。例えば理科であると、実験や観察の器具の安全に対する配慮が教科書の中でどの程度行われているかというのは、非常に大きなポイントになるかと思う。それは理科だけではなくて、実技教科では特に大切なポイントだと思うが、

それがあまり評価基準の中にならないうので、ぜひそれも評価基準の中に入れていただきたいと思う。安全に関することについて、もしこのア、イ、ウ、エ、オの中のどこかに、安全に対する基準がこれに該当するのだということであれば、教えていただければと思う。

以上である。

教育指導課長

今、委員がおっしゃったとおり、各教科に、教科ならではの評価ポイントというがあるかと思う。今この中には、安全への配慮というものが明確に示されているところではないが、調査の中では、理科とか体育とか、そういった各教科の必要な内容については、項目として調査の対象にしていきたいと考えている。

以上である。

岡田委員

そういうことであるならば、ぜひ4の(1)の内容の中に、安全に対する配慮がきちんと教科書の中で列記されているかどうか、それが、子供がきちんと見やすく書かれているかどうかとか、そういう表現をしていただければありがたいと思うが。

教育指導課長

安全面の配慮について、そういった内容についても加味していきたいと考えている。

以上である。

教育長

では、ただいまの4ページの丸の教科書の(1)の内容のところに、安全についての項目がなされていることという表記を加えるということによろしいか。

どうぞ、坂口委員。

坂口委員

今のはやはり大切なことだろうと思って、私も今これをざっと読んだときに、例えば(1)のエのところ、いろいろなものを「習得でき、かつそれらを活用して」というところに、「安全に活用して解決する」とか、そういうふうに私なりに入れればよいと思った。「活用」のところの前に「安全に活用」と、私なりにそう解釈すればよいと思うが、いかがだろうか。

教育指導課長

今の安全の配慮については、基礎的・基本的な知識および技能を習得する、課題を解決する内容について関連することであるので、このエの中に入れるということも考え得ると思う。改めて検討させていただきたい。

教育長

項目を別立てにして、安全についての記載を加えるか、今、坂口委員から出てきた中で、エの中に「安全」という表記を加えることで、エの表記を充実させるか、いずれかなのだが。

岡田委員

このエの活用ということに関してだが、この活用の主語が児童である。教科書の場合には、児童の、安全に実験・観察器具を活用してということもあるが、先生側の立場に立った安全への配慮ということも、当然教科書の中には記載されているかと思う。両方の立場が必要かと思うので、できれば別項目のほうがありがたい。

坂口委員

はい、了解である。

教育長

よろしいか。

坂口委員

はい。

教育長

それでは、ここの(1)の内容については、安全についての配慮を行うということ、別項目として項目立てをするということによろしいか。

委員一同

はい。

教育長

ほかに、この議案についてご質問、ご意見等があればお願いする。  
中田委員。

中田委員

この教科書協議会の構成メンバーであるが、この構成メンバーの方たちはどういう形で選ばれて、現時点で確定しているのかどうか教えてほしい。

教育指導課長

学校の関係者については校長会長を通して、それから、保護者関係については小学校PTA連合協議会を通して、推薦をしていただいているところである。  
以上である。



教育長

ということは、もう個人名も決まっていると。

教育指導課長

準備はできている。

以上である。

教育長

よろしいか。

中田委員

はい。

教育長

ほかにないか。

では、まとめたいと思うが、これについて7月21日までに答申をいただかなければいけない。それから、教科書協議会の下部組織というか、調査委員会とかがあるので、それを直ちに始動させる必要があるということであるので、この議案については、ただいまご意見のあった4ページの(1)の内容のところ、新たに項目立てをして、安全に配慮するというような記載を加えるということで修正をした上で、本議案を承認とさせていただくということによろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、一部修正をした上で、この議案については承認とさせていただきたいと思う。

## (2) 議案第26号 特別支援学級調査委員会への諮問内容について

教育長

次に、議案第26号、特別支援学級調査委員会への諮問内容について、説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの資料の説明について、ご質問等があればお願いをする。

よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第26号については承認とさせていただきます。

(2) 令和4年請願第1号 感染対策としての「黙食」中止を求める請願

(1) 教育長報告

「練馬区立学校(園)感染予防のガイドライン」の改定について

教育長

それでは、次に、請願・陳情案件である。令和4年請願第1号、感染対策としての「黙食」中止を求める請願、これは継続の審議となっている。本日は、令和4年請願第1号について審査を行い、結論を出したいと考えている。また、本日、報告事項となっている教育長報告の番については、関連する案件であるので、一括で説明し、質疑についても一括でお願いしたいと思う。

それでは、資料3および資料4の説明を一括でお願いする。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの資料3、資料4について、ご質問等があればお願いをする。坂口委員。

坂口委員

実際にこの請願を見せていただいたときに、給食のときの黙食ということが非常に大事に思われたということはよく分かる。注目されたと思う。それで、私たちも、今年度当初からいよいよこういう形で、はっきりおしゃべりをしてもいい、会話をしてもいいということになった。私たちは、3月23日に教育委員会を開いたが、今日になってこれを報告することになったということで、このいきさつについてはぜひ説明していただきたいと思う。

教育指導課長

先ほど資料3のほうでご報告をさせていただいたが、まず、3月17日に文部科学省のマニュアルの通知が発出されたところである。それを受けて、東京都教育委員会が、ガイドラインについて3月23日に通知を発出された。したがって、3月23日の教育委員会定例会の開催時までには、区には届いていないという状況であ

り、内容や、それを踏まえた区の対応について、3月23日の教育委員会でご報告するということではできなかつたと、そういった状況であった。

以上である。

坂口委員

とてもこの結果を待っておられたと思うが、ようやく当年度の4月1日からできるということで、いきさつのことについては了解した。

教育長

ほかにないか。

仲山委員。

仲山委員

黙食のことに関しては、たしか昨年の11月の末から12月の初めにかけて、文科省、あるいは都から方針が示されて、そのときに、黙食を必ずしもする必要はないという趣旨の方針だったと思う。しかし、区としてはすぐにそのときに解除はしなかつたわけである。区と都の方針とは違う方向を選んだわけであるが、たしかその当時、感染者数が増加の傾向を示しつつあって、なおかつニュースで変異株に置き換わりつつあるというので、そうすると、確かに国、都は黙食を必ずしもしなくてもいいと言ったわけであるが、そこで解除するのはどうかという議論もここでしたと思う。そのところを確認したいのだが、それでよろしかつただろうか。

教育指導課長

昨年の12月であるが、ちょうど第8波による感染が拡大していた時期であった。そのため、従来と同様に喫食中の会話を控えさせたところである。また、小さな声での喫食ということをお子たちに話す関係で、声の大きさを調整する、特に小さい子供たちに徹底させるのは、指導上なかなか現実的には難しい点もあった。また、この時期は、12月から1月、2月にかけては、中学校の受験、高校受験を控えていると、そういった時期であったので、不安を感じる児童・生徒や保護者が大勢いる中、対応を変えろということとは困難であると考えたところである。

以上である。

仲山委員

分かつた。

教育長

よろしいか。

仲山委員

はい。

教育長

ほかはないか。  
中田委員。

中田委員

今、受験を控えていたということであるが、練馬区でもある程度の小学生が中学受験をしているかと思う。区立小学校で、中学受験をしている児童がどのくらいいるのか、およその数でいいので教えていただきたいと思う。また、小学生は中学受験で、中学生は高校受験を控えている時期だったと思う。私自身も娘が高校受験を控えているときの入学試験の時期は、コロナの罹患をすごく心配している時期で、感染の不安から欠席していた児童もいたのではないかと思う。小学校、中学校合わせてその時期の出席状況についても、分かる範囲で教えていただけたらと思う。

学務課長

私からは、まず1点目の、区立小学校から国立、都立、私立の中学校への受験者の大まかな割合という部分についてお答えをさせていただく。私ども、区立小学校から区立の中学校に進学せず、国都私立、こうした学校に進学する割合というものを、毎年確認しているところである。この割合についてはここ数年ずっと変わっておらず、約20%の方が国都私立の中学校に進むということを確認している。ただ、こちらがあくまでも入学者ということであるので、受験をして合格をされて入学された方という割合となっているので、受験をされた方という形で限定をすると、この割合よりもさらに多くの方が受験をされているのではないかということで、推測できるところである。

以上である。

教育指導課長

2つ目のご質問にあったコロナによる感染不安を理由とした欠席であるが、教育委員会では定期的に全校調査をしている。ちょうど受験期でいくと、2月17日に調査をした。この2月17日、この日に感染不安を理由に欠席していた小学生は115名、中学生は324名という結果であった。前回の調査が11月17日、その3か月ほど前に行ったが、小学校は65名、中学校27名ということで、特に中学校の、27名から3か月後の2月は324名ということで、かなり多く、激しく増えているということ。これは、明らかに中学・高校受験を意識した欠席も考えられるというところである。例としてはそういったものが残っている。

以上である。

教育長

よろしいか。  
ほかはないだろうか。  
岡田委員。

岡田委員

資料3の1の請願の要旨について少し教えていただきたいが、この文章の中で、「区内の全教育機関」という文言がある。私は、区内に私立の大学だとか国立、都立、私立の小・中・高等学校があるということは分かっているが、区の教育委員会がこれらの学校に指導することができるのかどうかというのを教えていただきたい。以上である。

教育指導課長

指導の権限についてのご質問であった。学校教育法の第4条では、学校の設置や廃止等の認可の権限について触れている。公立・私立の大学、高等専門学校は文部科学大臣、市町村が設置する高等学校、特別支援学校等は都道府県の教育委員会、私立の幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等は都道府県知事とされているところである。また、私立学校法の第4条では、私立の大学や高等専門学校等の所管庁は文部科学大臣、それ以外の私立学校、私立専修学校等の所管庁は都道府県知事とされているところである。

さらに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第5号では、教育委員会は所管に属する学校の指導に関することを執行する旨が規定されているところである。したがって、国や東京都、私立学校に対する指導権限については、区では有していないところである。なお、私立幼稚園については、都から区に権限が委任されている。そういった状況である。

以上である。

岡田委員

併せて、先ほどいただいたガイドラインのことについて教えていただきたいが、その8ページの3の(1)のウのところであるが、最後の行に、「感染者の発生および今後の対応について、原則、全保護者に通知文または学校連絡メールにより周知する」とあるが、今までの区立小・中学校のコロナ対策について、保護者への周知はどのようにやってきたかということを教えていただきたい。これからはこういうふうにするということは分かっているが、今までどうされていたのか。

教育指導課長

これまでの保護者への周知であるが、学校だよりとか学校のホームページなどを通じて、各学校が必要に応じて周知を行っていたところである。

以上である。

教育長

よろしいか。  
ほかにないか。  
仲山委員。

仲山委員

請願の中に、黙食を強いることは人権侵害であり違法であると、そういう文言があつて私も少し調べたが、絶対に保護しなければならない人権というのがあつて、例えば生命、生きていく権利である。しかし、場合によっては公衆衛生上の措置等を講じたときに、一部人権が制限されるということが許容されることもあるというような、法律家の意見があることを知った。確かにそうだろうと。それは妥当だろうと思うが、要は公衆衛生上の措置と人権を比較したときに、この状況ではどちらを優先すべきかを考えることが、大事なのだろうと思う。

今回の状況で黙食を強いることは人権侵害であり違法であるというのは、法律違反と言えるのか、人権の侵害と言えるのかに関して、どのようにお考えだろうか。

教育指導課長

今のお話であるが、感染症の予防法第3条の「国及び地方公共団体は、感染症の患者等の人権を尊重しなければならない」と、この規定がある。この規定については、感染症患者や医療関係者等が偏見や風評被害などの人権侵害を受けないよう、規定されたものと理解している。また、指導が人権侵害とまで言えるのかということであるが、このことについて弁護士の見解も確認をしたところであるが、給食時に会話を控えさせることは、子供の感染予防において公衆衛生上必要な措置と考えられると、こういった見解をいただいているところである。

以上である。

仲山委員

分かった。

教育長

よろしいか。

仲山委員

はい。

教育長

ほかにないか。

よろしいか。

それでは、本件について、結論を出したいと思う。ただいま委員からの様々なご指摘、それから、課長からの答弁があつた。こうした状況を踏まえて、先ほどのガイドラインの改定もあつたが、大声でなければおしゃべりをしながら喫食することは、既に今月、新学期から区立小・中学校では始まっている。また、保護者への通知も、これまでと同様に行われているところである。しかしながら、本請願が出された1月の時点では、給食喫食時に会話を控えざるを得ないというような状況もあつた。また一方で、全教育機関と書いてあるが、我々の権限の及ばないところに対して指導もしに

くい状況があることは、ただいま教育指導課長からの答弁もあった。  
そういうことを総合的に勘案して、本請願については不採択とすべきと考えるが、  
いかがか。

坂口委員

賛成である。

教育長

よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、本請願については不採択とさせていただきます。

(1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書  
〔継続審議〕

教育長

その他の陳情1件については、事務局により新たに報告される事項や大きな状況  
の変化はないと聞いている。したがって、この1件の陳情については、本日は継続と  
いたしたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。継続審議中の協議1件については、本日のところ継続とし、  
次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

(1) 教育長報告

令和5年度小学校移動教室および特別支援学級宿泊学習の実施について

教育長

次に、教育長報告である。本日の報告事項は4件であるが、報告の 番については、先ほどご説明したので、報告の 番の説明をお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

教育長

本件について、所管課長は不在ではあるが、お答えできる範囲になるかと思うが、ご質問等があればお願いします。

よろしいか。

それでは、報告の を終わる。

令和5年4月1日付け練馬区立学校等の教職員の異動者数について

教育長

それでは、報告の についてお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

では、ただいまの資料6について、ご質問等あればお願いをする。  
坂口委員。

坂口委員

35人学級があり、それから、こういう先生方の人事は大変なのだが、この4月の段階では、先生が足りないとか、担任がいらないとか、そういうことはなく無事に収まったのか。

教育指導課長

教員不足は、昨年度のいろいろ大きな、たくさんの課題があり、東京都のほうで採用方法とか採用数とかをかなり工夫して、十分に確保できるような取組をしていたところであるが、3月の後半になって、やはり教員の不足という状況が今年も発生しているところである。特に小学校でそれが顕著になっていて、4月7日に学級数が確



定するのだが、4月7日の時点で、現在12名の小学校の教員の不足が出ているところである。その12名の不足については、いずれも担任ではなく、専科であったり、算数の少人数加配教員であったりというところで、学級担任がいないというところは免れているところではあるが、状況としてはそういうところである。

以上である。

坂口委員

やはりそうか。分かった。

教育長

よろしいか。  
ほかにないか。  
仲山委員。

仲山委員

今のことに関連してだが、来年以降、どのような傾向になるのかということに関してはどうだろうか。

教育指導課長

東京都の人事部が採用、選考等をしているところであるが、令和5年度の教員の確保に向けては、例えば昨年度よりも多めに確保したり、名簿登載者を増やしたり、そういったところを見込んでいたところであるが、それでも足りないという状況にあった。例えば来年度については、大学3年生から採用試験の一部を受験できるようにして、4年生で一遍に全ての受験をするのではなく、そういった負担を軽くするとか、または社会人でも受けられる年齢制限を緩和するとか、様々な選考に関しての条件を、かなり受けやすいような方向で要綱を定めているところである。そういった工夫となるが、今回、はっきりと何が原因でこれだけ足りなかったかということについては、東京都の人事部からまだ正式には説明がない段階である。またこれからその要因を分析し、その対策を東京都のほうで練られて、こちらにも報告が上がってくると考えている。

以上である。

仲山委員

ありがとう。

教育長

少し補足させていただく。特別区の教育長会というのがあり、その中でも昨年来議題になっている。

まず1点目が、これは都道府県のレベルではないが、教職調整額、いわゆる時間外勤務手当、残業代が教員には出していないという制度上の問題で、残業が多い割には、

それに処遇が追いついていないと。これは国のほうで考えなければいけないところであるが、今朝の新聞でも、中教審でもその議題を議論するという事になっていった。ただ、そうは言っても、すぐできるわけでもなさそうだと。そういう処遇の問題が1点。

2点目に、ただいま教育指導課長が申し上げた、少しでも受けやすくするという事もある一方で、私も結構、休職の決裁が全部回ってくるが、なっている先生が、いわゆるお辞めになってしまう方もおられる。やはり勤務がきつい、保護者対応、それから、授業の準備、様々な生活指導等で大変だということで、やはり病気を患う、それからお辞めになるという方がいるとか、入った方を逆に逃がさないとか、そういう事にならないような状況をつくると。だから、1つやれば済むという問題ではないが、様々なやり方でやらなければいけないと思っている。

一方で、我々は都レベルでの話ではできないわけであるが、教育委員会事務局としても、区立学校において少しでも業務負担が軽減できるような働き方改革というのは進めているが、これで一網打尽に快刀乱麻のように解決できるという手法がないので、国、都道府県、区市町村で様々な手法でやっていくしかない。

教員採用試験の受験生が極めて少ない。昔は4、5倍の倍率であった。だからこちらが選べたわけであるが、一方で現在、2倍を切っているようなことになると、我々も選べないということになったりするので、受験生を増やす手法も取りながら、学校に勤務をしてもあまり過重なことがないようにということは、模索しているというのが実態である。

以上である。

ほかはないか。

それでは、報告の については終了させていただく。

#### 令和4年度練馬区教育実践発表会について

教育長

次に、報告の 番をお願いします。

副参事

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの資料の説明について、ご質問等があればお願いします。  
仲山委員。

仲山委員

2ページの上のほう、 の中の大泉中学校のところだが、一番下のところに、「トラブル対応に関する教職員間の情報共有システムを構築し」とあるが、この情報共有システムというのはどういうものが、もしお分かりであれば教えていただきたいが。

副参事

この学校グループは、トラブル対応等の教職員間の情報共有をいかにして効率的にやるかということについて、研究を進めていたところである。特に大泉中学校の場合は組織的な対応ということで、この場で言うと、職員間の資料を提示することや、教職員が目につくような形でいじめの重大事案等を掲示する。それから、生活指導相談用紙を活用し、それを、統一的なものを校内で共有しながら進めていたというようなことを聞いている。

その統一した資料というものが、学校の規模が大泉中学校は非常に大きいことから、学年や教職員間の指導意識に差が生じる、それから共有に時間がかかるというような課題があったため、そういった紙で共有することによって、教職員が、今何が起きているかということを知ることができるということで、課題意識を全校で持つというようなこと、そういった取組と聞いている。

以上である。

仲山委員

紙ということか。私はこの文章を読んだときに、何かウェブ上で皆さんが共有するのかと思ったら、そうではないのか。

副参事

最終的には紙媒体になるということである。生活指導相談用紙というものが作られており、例えば今だと教員の情報共有などはC4tH等を活用しているので、私のほうでも、最終的にはデータなのか紙なのかというところの確認はできていないが、そういった活用ツールを使ったということである。

以上である。

仲山委員

分かった。どうもありがとう。

教育長

ほかにないか。

坂口委員。

坂口委員

ここのパンフレットの中、光が丘第二中学校と光が丘春の風小学校の研究発表会に私たちは参加させていただいた印象なのだが、本当に学校が隣接していて、どちらの中学校も小学校も、校長先生同士も、自由に行き来をし合って、子供たちの意識も、同じ学校で、何か共に育っていると、一緒にやったプログラムで感じた。それから、先生方も小学校も中学校も区別しないで見ているという、すごくいい雰囲気を感じたので、この学校はとても成功しているのではないかと、そういう印象を持った。

副参事

光が丘第二中学校、光が丘春の風小学校、立地的にも隣接して、教員もこの研究の間は非常に行き来を活発に行っており、かつ、管理職の姿勢も、どんどん事業をお互いやろうということで進めていった結果、やはりそういった風通しのよさということによって共通意識が持てるようになり、それから、小学校の教員も中学校の育つ姿がよく見えて、それから、中学校のほうもどのように小学生が育ってきたのかという、両方のよい面を取り入れながら研究を進めてきたというところである。

委員もご覧いただいて、本当に温かな雰囲気、教職員のすごく協調した様子が見られて、それが子供たちの様子にいい形で反映していると私も感じている。今後もこういった取組を広めていきたいと感じているところである。

以上である。

教育長

よろしいか。

坂口委員

はい。

教育長

ほかにないか。  
中田委員。

中田委員

今の光が丘第二中学校は、小学校は1校で中学校が1校なので、おおよその方がここに行くかと思うが、その中で違う学校を選択するところがあるのか。あと、ほかは大抵小学校が2校で中学校が1校、3校で小中一貫教育をやっているかと思うが、この1校・1校以外に、同じような学校グループはほかにもあるのか。

副参事

区内、小中一貫教育校も含めて33のグループでやっている中で、当然、65校の小学校があるわけであるから、割り返せば、複数校と連携しているという学校が多くある。1校・1校で、1対1で関係している学校については、区内で、大泉桜学園を入れて7グループということになっている。それ以外は複数の、2校と1校、それから3校と1校というような関係性の学校もある。

光が丘第二中学校については、光が丘春の風小学校と1対1でやっているものの、中学校に通ってくるお子様は、近隣の小学校、それ以外の学校からも随分通ってきている状況であり、また光が丘春の風小学校の子たちも、当然のことながら、先ほど話題にあったが、光が丘第二中学校に直接進学せず、私学等に行かれる方もいる。そういった中でも、私どもが進めている小中一貫教育というのは、小学校の文化、それが

ら中学校の文化を、それぞれ共有しながら進めていくということなので、必ずしもその校区に進まなければいけないとか、そういったことではないということで、ご認識いただければと思う。

以上である。

中田委員

小中一貫教育の取組はとてもいいものだと思う。先ほどおっしゃっていたように、やはり先生たちの雰囲気がいいと、子供たちというのは自然に伝わっていくかと思うので、ぜひほかの学校でも行き来をして、いい雰囲気をつくって行って、それがまた先ほどの先生たちの離職をなくすことにもなるのかと思う。やはり、コロナ禍で子供たちだけでなく、先生たちも行き詰まっているかと思うので、ぜひこういう形でみんなで輪をつないで、小中一貫教育が取り組まれたらいいかと思う。

以上である。

教育長

ほかはないか。  
事務局から何かあるか。

事務局

教育長、事務局である。  
現在のところ、ほかはない。  
以上である。

教育長

委員の皆様方から何かあるか。  
それでは、ないようであれば、以上をもって第7回教育委員会定例会を終了する。